

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第 10 条第 2 項に定める活動単位表

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第 10 条第 2 項にある活動単位について、以下のように定める。

1. 活動単位数

(1) 全国スポーツ少年大会参加	5 単位
(2) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会参加	5 単位
(3) ブロックスポーツ少年大会参加	5 単位
(4) ブロックリーダー研究大会参加	5 単位
(5) スポーツ少年大会（全国・ブロック・都道府県）および、競技別 交流大会（全国・ブロック・都道府県）への運営係員としての参加	5 単位
(6) 都道府県リーダー会役員経験年数 1 年以上	10 単位
(7) ジュニア・リーダースクールへの運営係員としての参加	10 単位
(8) 日独スポーツ少年団同時交流（派遣）へ団員として参加	10 単位

2. 単位取得条件

- (1) 当該事業終了時に単位を取得するものとする。
- (2) 同一項目であっても複数年度に渡り該当する場合は、それぞれの年度ごとに活動単位を認める。

平成 22 年 4 月 1 日発行

令和 2 年 3 月 17 日改定